

石炭鉱山保安立法の成立と発展について

— アメリカ合衆国のばあい —

松 井 栄 一

(高知大学文理学部・経済学研究室)

On the Enactments and the Revisions of Safety Legislations in Coal Mines in the United States of America

by

Eiichi MATSUI

(一)

A. トラハテンバーグの著書『ペンシルヴェニア州石炭鉱山労働者保護立法史, 1824-1915』* を通じて、アメリカ合衆国における石炭鉱山保安立法の成立・発展についての典型的な過程を把握するのが本稿の目的である。

* Alexander Trachtenberg, *The History of Legislation for the Protection of Coal Miners in Pennsylvania, 1824-1915*, New York, 1942.

ペンシルヴェニア州は、1916年当時、石炭産出高にかんしては合衆国のその約二分の一、世界のその約四分の一を占めていただけでなく、石炭鉱山保安立法にかんしてもこの国での先駆者としての地位を保っていた。原著の内容をなす研究は1913年-1915年になされており、しかもそれは17年に合衆国労働統計局により発表を予定されながら遂に果されなかったのであったが、25年後に始めて出版されるに当って、著者は、かくの如き研究がその後発表されることがなかったということ、及び合衆国の主要工業州の基礎産業における百年近くの斗争史がこゝに盛られているという事実をもって、旧稿の発表が有意義であると自負している。⁽¹⁾ とくに鉱山災害が労働者階級の窮乏化を示す諸現象のなかで最も研究されることの少ないものの一つであるという理由をもってしても、われわれはかれの言葉に賛同しなければならぬであろう。しかもかれは、その州の保護立法そのものの歴史的羅列に満足することなく、立法化されなかった労働者の要求、請願、法案についても綿密

な解説を加えることによって、「立法の背後にある諸力を明らかにする」をえた、と語っている。⁽²⁾ 勿論この書はその標題が示す如く労働諸条件についての経済学的究明や労働運動についての考察を主として扱うものではないが、しかも上の言葉は著者の社会政策立法に対する科学的態度を控え目に表現しているといえよう。

原著の内容は三部に大別される。第一部、先行諸事例。第二部、1869年以降1885年まで。第三部、1885年以降1915年まで。

第一部で扱われている1869年迄の時代には鉱山災害防止のための保安立法(safety legislation)は存在せず、したがってこゝではイギリスでの保安立法と、ペンシルヴェニア州における石炭鉱山労働者保護のための賃金・労働時間等にかんする一般的福祉(general welfare)立法がそれぞれ一つの章として纏められている。第二部では、第一章の無煙炭鉱業、第二章の瀝青炭鉱業でそれぞれの保安立法が考察され、その上に一般的福祉立法にかんする一章がつけ加えられている。第三部も第二部と同じ章をもつ。^{*}

* 原著のこの部別は保安立法の発展に則っている。1869年はその州で最初の保安立法が制定された年であり、85年はその画期的改正を見た年である。⁽³⁾ なお無煙炭鉱山と瀝青炭鉱山との章別はそれぞれの石炭の採掘法の相違がもたらす立法上の相違のために便宜的に行われたものである。⁽⁴⁾

本稿はあくまで保安立法の成立・発展の過程の

みを考究する故、災害の原因ともなる労働諸条件に対する一般的福祉立法にかんしては触れることを避けた。しかもわれわれが深い関心をもつ瀝青炭鉱山保安立法にかんしてはその紹介を割愛せざ

るをえなかったし、かつ無煙炭鉱山保安立法に関しては、本稿のもつ意図のために、一方では原著の多くの部分を抄訳しながら、地方ではその優れた構成に変更を加えることを余儀なくされた。

(二)

ペンシルヴェニア州の、したがって合衆国の、石炭鉱山保安立法の歴史は1869年に始まるが、それを獲得するための鉱山労働者の運動史は少くとも50年代半頃までさかのぼりうるし、更にかれらの労働組合運動史にかんしては49年におけるベイツ組合の結成にまでさかのぼることができる。ベイツ組合はその州のスクルキル (Schuylkill) 郡に生れた合衆国最初の鉱山労働者組合であり、創立者ベイツ (John Bates) の名に因んでそのように呼ばれたのであったが、かれはイギリス人移民の採炭夫であり、往年のチャーチストでもあった。本国のトレード・ユニオンに倣って5千人を組織し、低賃金と現物給与制に反対した無煙炭地区最初の組織的ストライキに成功した後、早くもそれは50年半ばには亡んでいったが、組合主義はここにしっかりと植えつけられたといわれる。⁽¹⁾

その組合の関心が未だ鉱山災害に向けられなかったのは当時の炭坑が浅くガスの危険が少かったためである。⁽²⁾だが50年代に入ると、石炭鉱業の産業上の重要性の増大、鉄道会社による炭田の吸収、その部門での生産の集中、石炭産出高の急増に伴って、災害の危険が目立ってくる。54年にマイナーズ・ジャーナルに発表された一鉱夫の手紙はスクルキル郡の鉱山労働者に次の如くうったえた：「炭鉱業者は鉱夫の安全のために要求されている必要な予防策を採っていない。……この郡の炭鉱地帯では大いにガスが発生しているが、炭鉱業者は多くのばあい炭坑を清潔にするに足だけの通気施設をもっていない。鉱夫としての諸君のなしうることは何か。諸君はハリスバーグ (Harrisburg) にいる諸君の代表にわれわれの事件を処理してもらうことができないか。州議会に対して、適度の通気が行われ、労働者の生命が僅かな利得のために軽んぜられないように監視する鉱山監督官に、有能な人を任命してもらうことができないか」と。そうしてかれは「鉱夫の生命と肉体の保

護を求める法案を、善き意志を持つ人が支持するであろう」と期待した。⁽³⁾ここに災害防止立法の必要；その内容、及びそれを獲得する運動の形態について、鉱山労働者自身の考えが明らかにされている。通気、坑道、機械の安全装置等々、及び法の強制について規定する法案、使用者の怠慢による災害にかんしてはかれが損害賠償をなすべきであり処罰されるべきであると規定する法案、も現われた。⁽⁴⁾

61年に未熟練労働者を含めて鉱山労働者の全国組合を結成しようとする動きがアメリカ鉱山労働者協会 (American Miners' Association) となって実を結んだ時も、その組織者ロイド (Thomas Lloyd) とウィーヴァー (Daniel Weaver) はイギリス人移民であり、鉱夫としてチャーチスト運動に参加した経験をもっていた。但しそれは組合員の大半がイリノイ及びミズーリー州に集中していたので、ペンシルヴェニア州には直接関係はなかったようである。⁽⁵⁾南北戦争が終るとともに労働運動の指導者たちは炭鉱に帰り、8時間労働日運動の華々しい展開のなかで地道に保安立法の獲得を企て続けた。当時、階級戦はとくにペンシルヴェニア州で露骨であった。その州は、会社側がその所有家屋からストライキ労働者を立ち退かせること、及び鉄道・石炭・鉄の部門で会社側が私設警察官を雇うこと、を法的に承認した。これらの警察は警視庁幹部のごとき権限をもち、かつ使用者側に私設軍隊を提供した。その州は、謀反 (conspiracy) 事件にかんしても他州を抜いた。⁽⁶⁾いうまでもなく保安立法を求める労働者の運動は解雇をもって脅かされたのであった。⁽⁷⁾

66年春、州議会下院に「スクルキル郡炭鉱における採炭夫・労働者 (miners and laborers) の保護のための法律」が提出された。2名の経験鉱夫を郡の鉱山監督官に任命し、かれらに保安上の権限を与えるという素朴なこの法案は、ルザーン

(Luzerne) 郡にも適用されるべきものとして下院を通過したが、上院で抹殺された⁽⁸⁾。

そうしているうちにも災害は益々増加していった。当時の通気は空気の自然の流通に依存していたために、天候の具合で風向きが変れば坑内にガスが充満した。「大雨のために5人が窒息させられた。」粗悪な通気施設がガスを蓄積させ爆発を生ぜしめることもあった。「3人の鉱夫が爆発により殺された。」更に機械の安全装置の欠如のためにも災害が生じた。「斜坑 (slope) の頂きから1台の炭車がバックしたため10名が殺され4名が負傷し1名が傷により死亡した。」また「ロープ・チェイン切断により6名が殺された。」これらは何れも定期的犠牲 (regular sacrifice)⁽⁹⁾ に属する日常の災害である。

60年代末には情勢は一層変化した。68年、8時間労働日州法通過直後にスクルキル郡の炭鉱業者は労働者に時間外労働契約を求め、これに対して採炭夫・労働者・機械工は州法を無効にする契約に反対する旨を声明して、2万5千人を動員するストライキに入った。斗争には敗れたが、スクルキル郡労働者救済協会 (Workingmen's Benevolent Association of Schuylkill County) が生れた。この無煙炭鉱山労働者の組合はアイルランド人移民シニー (John Siney) によって指導され、有効な交渉団体として69年と70年に経営者との間に協約を成立させただけでなく、政治行動を通じて69年に、先ず組合の合法性を確立する州法を、72年には更に謀反罪から労働組合を守る州法を、獲得した⁽¹⁰⁾。

当時の他の産業部門の労働者は決してかれらの如く政治行動に積極的ではなかった。したがってわれわれはトラハテンバーグとともに次の事実をみとめねばなるまい。即ち当時の鉱山労働者の大多数がイングランド、スコットランド、ウェールズ、ドイツ等の炭鉱から最近移ってきた労働者、それも熟練採炭夫であったということ、とくにイギリス人移民は本国で政治行動を通じて保安立法を獲得してきただけでなく、1842年、50年、55年の法の恩恵をうけてきたこと、しかもそのなかに本国で労働組合を指導し、チャーチスト運動に参加した経験をもつものがいたこと、——これらの

事情がかれらの行動に政治的色彩を与えたものと思われる。勿論ベイツにしるシニーにしる労資協調論の粹を出るものでは決してなかったが、それにもかゝらず「多くのものはアリグザンダー・マクドナルド (Alexander MacDonald) の副官であった」し、「鉱山労働者の多くは既に鉱山監督官をもつイングランドやドイツから此処へ来たのであり、かれらは此処でもそれを得ようと望んでいたのであった」⁽¹¹⁾。

69年2月「スクルキル郡における鉱山の規制と通気の改善、及び鉱山労働者の生命保護のための法令」と題された一法案がその郡の議員によって下院に提出された。それと前後してスクルキル、ノースアムバーランド (Northumberland)、及びルザーン郡からの請願書が見られただけでなく、州全体に対する法の適用を要請するものすら現われた。早くも3月末にはその法案は上院で討議された。ドーフィン (Dauphin)、レバノン (Lebanon)、インディアナ (Indiana) の各郡を代表する上院議員たちはその法の全州適用を主張した⁽¹²⁾。

しかしルザーン郡の代表は、その州の炭坑がスクルキル郡のそれ程には深くなく、可燃性ガスの危険が存在しない、と述べ、その法の適用範囲を他郡に拡げることには反対した。このようにして69年4月13日に原案通りスクルキル郡のみに適用される保安立法が得られたのである⁽¹³⁾。

合衆国最初のこの鉱山保安立法は経営者に対して坑内を労働に適するようにし、かつ有害ガスによって人間の生命が危険にさらされない程度にガスを薄めるために、適度の通気と空気の循環を行うよう要求し、更に爆発事故を起さぬように地下の通気用炉を設けるべきであると述べた。経営者は坑内保安係長 (fire boss) を雇い、毎朝労働者が入坑する前にかれに危険の有無を調べさせねばならぬ、と規定された。かれは又、経営者の所有物でなければならぬ安全燈の管理を委ねられた。保安図、信号方法、機械の保安装置、運搬上の保安等についても定められた⁽¹⁴⁾。

本法では知事は任期3年の監督官を任命する権限を与えられた。監督官は35才以上のその州の市民であり、最低10年間無煙炭鉱山に関係し、かつ可燃性ガスの発生する炭坑における経験を有し、

5人の鉱山労働者と1人の鉱山技師より成る委員会が行う試験に合格することを求められた。かれは炭坑に入り保安にかんするすべての物事を視察し、災害のばあいにはその原因を調査する権限をもち、更に知事に対して監督にかんする年次報告書を提出するよう命ぜられた。かれの給料は年3千ドルであり、かれは更に1千ドルで書記1名を任命する権限を与えられたが、それらの金は州が負担した。⁽¹⁵⁾

ベイツからシニーに至る20年の間に坑内安全に対する関心をかくも高めさせたのは日常的・定期的災害の増大であった。その頻発は当時の合衆国の労働者にとってかれらの絶対的窮乏化を示す全く新しい事態であったにちがいない、かれらは

それを防止すべく政治行動によって保安立法を獲得したのであった。勿論かれらはイギリスにおける立法を知っており、しかもその国では1812年のフェリング炭坑(Felling Colliery)での92名の爆死事件をもつて保安立法制定運動が開始されたのであったが、しかし一挙に大量の労働者を殺す惨事を経たのみかゝる立法がえられるとなす多くの人々の見解はその立法の歴史を正しく理解しているとはいえないであろう。むしろわれわれはイギリスの労働者が24年の労働者団結法に始まる一連の民主的権利の確立と拡張の歴史の上に保安立法を築き上げたことを重視するであろうし、合衆国の労働者も亦それと同じ道をたどったといえることができるであろう。

(三)

1869年のスクルキル郡鉱山保安立法の適用範囲の狭さとその不充分さは、制定後5ヶ月も経ぬうちに、即ちその年の9月5日のアヴォンデール惨事(Avondale Disaster)を契機として改正されることになる。皮肉にもこの179人を殺した坑内火災は「浅く」て「安全な」はずのルザーン郡の立坑(shaft)に起った。そこでは立坑の底に通気用の炉が置かれていたが、炉に点火するのに用いられる燃え木から立坑の木造の枠に、更に立坑の上に造られた木造選炭場(breaker)に火が燃え移った。この立坑そのものが179人にとっての唯一の出口だったのだ。鉱夫の死体を見つけるのに2日以上かゝった。⁽¹⁾

トラハテンバーグは述べている：「鉱山労働者保護のための一層良い立法がえられるのは主としてかかる大規模の犠牲を通じてであった。鉱山労働者がいつも危険をこうむり、かれらの多くが一人で又は少人数で一生不具にされたり、その場で殺されたりしているという事実は見過された。これらの災難は“accidents”と考えられ、鉱業の不可避的事件と見なされた。犠牲者の数が百人以上にはねあがる時のみ生命の犠牲に対する態度にある変化が生じた。かゝる事件は単なる“accidents”と見なされえずして“disasters”又は“catastrophes”と呼ばれた」と。⁽²⁾次にわれわれは大量殺人的惨事がいかに労働者階級の斗争を刺戟

し世論を高めるかを見よう。

シニーは惨事の翌日アヴォンデールの鉱山労働者に向つて災害防止立法の必要について語り、かれ自身も各炭坑に二つの坑口(opening)を設ける法の制定に努力するであろうと誓った。当時労働者救済協会は3万の組合員をもっていたが、それは無煙炭鉱山労働者の85パーセントに相当した。70年初めにはかれを長とする鉱山労働者の委員会がハリスバーグでそのための活動を始めていた。⁽³⁾

70年1月5日に知事ギアリー(J. W. Geary)はその惨事について長い説明を行い、第二のアヴォンデールを防ぐための法の制定を勧告した。知事がメッセージのなかで鉱山労働者の保安について語ったのはこの州の歴史では未曾有のことであった。かれは鉱業における不変資本充用上の節約が災害の最大の原因であることを明確に指摘し、次の如く述べた：「多くのばあい鉱山はその所有者ができるだけ少い経費で最大の利潤を引きだすので、最も利己的にかつ節約して造られ、経営されている。その結果幾つかの鉱山は、アヴォンデールのそれの如く、木製の煙突の他に出口をもたない地下の陥し穴にすぎず、常にこれらは逃げることのできない火山の如く爆発しそうだ」と。かれは、通気用の炉の代りに扇風機を用いること、第二坑口を設けること、を含む完全な法の制定をうったえた。⁽⁴⁾

問題のルザーン郡から選出された上院議員ターナー (Turner) は一年前に69年法のその郡への適用に反対したのに、「かれの罪を償い、かつかれの魂と上院におけるかれの席を救うために」70年議会開会とともに、その州の無煙炭鉱山全体の保安を規定する一法案を提出した。⁽⁵⁾

しかもまさにその時、スクルキル郡の監督官はあの不十分な法のもとで作成した第一次報告書を州議会に提出したのである。かれは69年5月から12月にかけて138の炭鉱を視察し、各炭坑の一般的状态、通気、機械その他について明らかにし、その郡のすべての炭鉱の生産高を一覧表にし、その災害数とそれの原因を述べた。かれの報告によれば、その郡の炭鉱で働く人々の数は2万2千であり、そのうち5千5百が7才以上16才未満の少年であった。5月7日から12月31日にかけて、普通の状態のもとで56人が殺され、91人が傷つけられたが、死亡事故は労働者394人、採掘量83,730トンに対して1回の割合で、負傷事故は243人、51,526トンに対して1回の割合で、発生した。多くの災害の原因は、経営の「非組織的方法」にあるとされたが、それは主として通気施設を意味していた。かれは蒸気扇風機の使用とか、排水とか、禁煙とかについての勧告を列挙しただけでなく、イングランドにおける規律ある炭鉱経営に注目するよう呼びかけた。トラハテンバーグは述べている：「1870年の法律を立案していた人々はスクルキル郡における監督の成果について知っていたにちがいない、その制度の全無煙炭区域への拡張に賛成するかれらの議論は、ペンシルヴェニア州の鉱山の最初の監督官の報告書のなかで得られた資料によって、少くとも力づけられたにちがいない」と。⁽⁶⁾

「一般大衆は鉱山労働者の健康と生命の保護に必要なあらゆる法の承認を要求する点で団結し」⁽⁷⁾
70年3月3日に新しい法が生れた。

70年法も決して完全なものではなかったが、しかし69年法の適用範囲を拡げ、それに新たな条項をつけ加えた点で優れていた。経営者は保安図を作成し、その一通を鉱山に保管し他の一通を監督官に提出するよう要求された。もしその法令の実施後4ヶ月以内に二つの坑口が設けられなけれ

ば、そこでの地下採掘は禁じられることになり、経営者はその日のうちに3交替24時間労働をもって第二坑口の建設にとりかゝるよう命ぜられた。但しこの条項は20名以下の労働者を用いる新しい炭鉱には適用されなかった。もっとも上院で、坑口の建設を4ヶ月以内に制限する条項を削ろうとする修正案が出され、賛成をえたが、下院はその改悪に反対した。

通気にかんしては新鮮な空気の必要最低量が本法で始めて定められた。即ち坑内で労働する50人に対して毎秒55立方フィートの新鮮な空気が、そして「環境が必要とすればそれだけ多くの」空気が供給されるべきであると規定された。通気施設については、炭坑の頂きが選炭場等で蓋われているところでは炉の使用が禁じられた。入気及び排気坑口の大きさはそれぞれ20及び25平方フィートを最小限とした。可燃性ガスの発生する坑内ではその内部が仕切られ、それぞれの区域内で50人以上働くことが禁じられた。保安係長は、週1回の通気測定とそれについての監督官への月々の報告を求められた。⁽⁸⁾

本法では監督官の数は6名にされた。監督官は30才以上のその州の市民であり、炭鉱の種々の制度に通曉し、かつ5年間その州の無煙炭採掘に関係し、しかも可燃性ガスと有害ガスの発生する炭坑での採掘と通気に経験をもちていなければならなかった。試験委員会はそれの有資格者の姓名を知事に伝え、知事はそのなかから5年の任期で監督官を任命した。無能な監督官は、最低15人の鉱山労働者又は経営者による訴えによってリコールされた。かれはできる限り頻繁に鉱山を視察する義務を課せられ、また検屍官としての権限も与えられた。更にかれは必要に応じて採掘禁止令を出すことをその地方の裁判所に申請する権限をもった。⁽⁹⁾

その州はまた巻揚機の使用について規定し、かつ専門の技師以外のものがそれを取扱うのを禁じた。ボイラーも有資格者によって6ヶ月毎に検査されることになった。鉱山労働者の洗濯、更衣等のために軟水・光熱が坑口近辺に備えつけられるよう定められた。12才未満の少年の入坑が禁止され、年少者の雇用に際しては年令証明書が要求

されることになった、等々。これらの条項を強制するために罰則が定められ、かつ負傷労働者又は死亡労働者の血縁関係者は経営者に対して訴訟をおこすことができた。⁽¹⁰⁾

以上の如き70年法はアヴォンデール惨事を契機として短時日の間に起草され制定されてしまったために、その際に経営者側がその法の実現に対してどの程度の反抗を示したかについてはわれわれは深く知り得ない。ただ問題の焦点であった第二坑口に関するも既述の如き修正案が出されたし、かつ通気用の炉についても条件づきでその使用が禁じられたということ、われわれは知っている。だが早急にそれを制定したということ自体がかれらの最も効果的な抵抗の方法であったと云えないであろうか。他の社会政策立法、例えば8時間労働日立法、のばあいにもそうであったように、この法も施行後一年して早くも違憲問題によって揉まれることになる。

71年に監督官ウィリアムズ (T. M. Williams) は、唯一の立坑をもつ炭鉱で20人以上の労働者が市場向け石炭を採掘している等の理由から、一経営者の採掘を禁止すべくルザーン郡民事裁判所に申請した。裁判所が予備禁止令を許可した時、その経営者は、監督官のあげた禁止理由を否定せずに、逆に70年法が憲法に違反し、炭鉱業の利益を損い、鉱山労働者の福祉に悪い影響を与える、と主張した。かれは、州議会が鉱山労働を規制する法律を承認する権限をもちえない、と申し立てたのである。その法の合憲性を信ずるハーディング (Harding) 判事は、その年ウェスト・ピットトン (West Pittston) で20名が窒息死した事件を例にあげ、かゝる犠牲が「一方では法に対する不服従と、他方ではその実施上の怠慢」に原因をもつ、と主張した。裁判所は監督官の要求を認め、禁止令は続けられた。翌72年にも同じ監督官による同様の要請がその裁判所で再び承認された。けれどもその年にルザーン郡民事裁判所にもちこまれた第二坑口にかんするもう一つの事件は一層複雑に論ぜられた。問題の炭鉱は唯一の水平坑道 (tunnel) をもっていたが、70年法では立坑と斜坑についてしか述べられていなかった。判事は第二坑口の欠如が齎す危険が水平坑道のばあいにも存するのを認めたが、裁判所は、その法を字

句通りに解釈することによって、採掘禁止を望む監督官の要求を拒んだ。(もっともその判決は83年に州最高裁判所によってくつがえされる。) トラバテンバークは述べている：「驚くべきことではないが、1870年法は急いで起草され、そして鉱山で働く人々の生命の保障が州全体で要求された時に制定されたため、ある点では欠点が多かったであろうし、かつそれは条項のなかのあるものを明白に規定しえなかったので、裁判所は、州議会がその法の制定に当って何を意図したか、を正確に知ることができなかつた」と。⁽¹¹⁾

通気にかんしても経営者は法を無視した。70年のスクルキル郡にかんする監督官の報告書は次の数字をあげた。通気良好47、やゝ良し94、悪し45、視察せず16。経営者は通気についての監督官の干渉に怒り、鉱夫は「後生だからもっと良い通気施設を備えつけて助けてくれ、そうして通気を行う人々の許すべからざる無知からわれわれを守ってくれ」と叫んだ。監督官の報告によれば、通気の最良の方法が知られていたにもかかわらず、それが「ドルとセントの問題」であるために用いられなかつた。そうして例えば、ガスが発生しなかつたり又は直接の危険が感じられない坑内では通気が全く行われなかつたし、夜の間に通気用扇風機の回転が緩められることもあつたし、また通気について偽りの報告がなされることもあつた。貧弱な通気施設のもとで労働者は健康を害しただけでなく、裸火のために度々爆発事故が起つた。⁽¹²⁾

だが経営者の一層積極的な反抗は次の点に現われた。即ち監督官たちは、保安係が労働者の安全ではなくして経営者の利益を監視するように教えこまれている、と語った。かれらは亦、経営者が鉱山労働者を脅迫するので証言がえられない、と述べた。そうして監督官自身にかんしては、一鉱夫は、ある地方の監督官が経営者の手先にすぎず、不平をいう労働者の姓名をかかれに暴くのでかれらは直ぐに解雇される、と洩らした。⁽¹³⁾

明らかに70年法は改正されねばならなかつた。しかし70年法の成立は、大量殺人的惨事が保安立法獲得運動を強化し広汎な階層の人民を動員するための、したがって又その法の充実とそれの早期

実現を可能ならしめるための、最も効果的な刺戟物である、ことをわれわれに物語ってくれる。そしてその法の成立前後の諸事情は、日常的災害のみならず大量殺人的惨事に直面しても、資本が依然としてその本性——即ち『生きた労働』の浪費者であるとともに『実現された労働』については極めて節約的であるという本性——に忠実である、ことをわれわれに告げている。^{*} しかもかかる惨事が保安立法の成立乃至は改正に貢献するのは労働者の民主的権利が確立されている国においてであり、もしかれらに政治的発言権がなければ、1812年のイギリスのフェリング炭坑事件がそうであったように、まさに「死人に口なし」であったのだ。⁽¹⁴⁾

^{*} われわれが問題にしている時代全体を通じて炭鉱業において資本家が労働力保全のために不変資本充用上の節約に手加減を加えたという証拠は見当らない。それだけではない。かれらは競争のためには、災害が自己の財産に齎す経済的損失についてさえも目をつむっていた。例えば62年にイギリスで唯一の坑口しかもたぬハートレイ炭坑(Hartley Colliery)で火災のため205人が窒息死し、その結果二つの坑口についての法律が生まれているが、かゝる経験はペンシルヴェニア州の炭鉱業者が考慮に入れるべき先例とはなりえなかった。その州の69年法に第二坑口についての規定が含まれなかったのは、実は労働者がそれを要求しなかったからであった。⁽¹⁵⁾ また後に1891年1月27日にその州の瀝青炭鉱山、マンモス炭坑(Mammoth Mine)の爆発のために109人が死

んだ時、その会社の総支配人は、惨事の前年の6月に所長と保安係長にあて、文書で保安上の警告を行った、と弁解したが、しかし実際には充分な数の保安係が雇われていなかったし、かつ使用可能の安全燈についても、所長は38を備えつけていたと証言したが、爆発時に救援隊が使用することができたのは僅かに3箇であった。⁽¹⁶⁾

後年、「保安」なる用語のなかで、災害による経営上の損失についての資本家の配慮が、徐々に重要な位置をしめるようになるが、その時も労働力の破壊について考慮されることはなかった。1885年の無煙炭鉱山保安立法では坑口から200フィート以内に選炭場を造りえない——但し既設又は設立中のものを除く——と規定されたが、87年に一監督官は選炭場から200フィート以内に坑口を設けようとした経営者を告訴した。裁判所は、85年法がその制定以前に造られた選炭場から200フィート以内に立坑が掘られてはならぬと規定しなかった、と主張することによって被告を支持した。その時に判事は述べた：「その法自体は人々の健康と安全を守るつもりだったが、そのタイトルは、それが亦財産を保護し保管するつもりであったこと、を示している。……それは一ど創られて鉱山所有者に与えられた価値と財産を破壊するよりも、むしろ危難と危険が依然として存在することを容認しさえしている」と。⁽¹⁷⁾ この言葉からわれわれはその州の支配階級の立場をうかがい知ることができるであろう。

しかも上の如き「生きた労働」の浪費は長年にわたって「労働力の不足」が嘆かれた国において行われたのである。

(四)

70年制定の無煙炭鉱山保安立法を改正しようとする企ては、⁽¹⁾ 83年の支柱法などを除いて、ほとんど潰え去った。ただし瀝青炭関係では70年法に刺戟されて77年に全州適用の保安立法が生れている。⁽²⁾

73年から78年にかけての長い産業恐慌のなかで演ぜられた労資の抗争は注目に価する。あのシーンは73年の不利な条件のもとで瀝青炭鉱山労働者のためにアメリカ鉱山労働者全国協会(Miners' National Association of America)を結成したが、それはかれの広言したように「大きくなり続け」た。他方無煙炭鉱山では採炭夫・労働者救済協会(Miners' and Laborers' Benevolent As-

sociation)——それは例の労働者救済協会の新しい名称である——が依然として健在であった。当時としては労働組合の存在そのものが異例のことであったと思われる。したがって無煙炭業者会議(Anthracite Board of Trade)の会長であり、フィラデルフィア・リーディング鉄道の社長であったゴーウェン(F. B. Gowen)の如きは、子会社の石炭・鉄会社を通じて自己の鉄道に依存するスクルキル郡等の炭鉱業者をその掌中に握り、戦斗的な救済協会を抹殺するためにその組合の指導者たち、即ちかれのいう「コンミュニンの鼓吹者、インターナショナルの密使」と闘うべく決意し、3ヶ年の戦斗準備の後、74年の末に賃金切下げを

労働者に通告した。明らかにそれは組合組織破壊のための挑発であった。イギリス人鉱夫ウォルシュ (J. F. Walsh) に指導され、国中の労働者の同情とマルクス主義者の支持をえたかれらのストライキは、飢餓と軍隊によってうち破られた。もともと救済協会は鉱山労働者会国協会と協力してきたが、しかしやはり二つの組合の併存はかれらの団結を弱めざるをえなかった。その上シニエーちは「われわれ自身の階級を墮落させる原因」となるストライキに反対していた。結果として二つの組合はその指導者を追放又は逮捕されて亡んでいった。⁽³⁾ この75年の長期ストの敗北の後に悪名高いモーリー・マダァイアーズ事件が続き、シニエー自身も協同組合運動に傾いてゆくが、それは労働騎士団 (Knights of Labor) に代表される当時の労働運動の一般的傾向でもあった。だが、騎士団

は、未熟練労働者の組織化を企てただけでなく、労働統計とか労働者の保健・安全施設とか労働組合の合法化にかんして立法行動的なスローガンをかけることによって鉱山労働者の要望に応えた。⁽⁴⁾ そうして1890年に騎士団のなかの鉱山労働者と全国進歩組合 (National Progressive Union) とが合同会議をもってアメリカ統一鉱山労働者組合 (United Mine Workers of America) となり、AFLに加入する⁽⁵⁾ まで、かれらは若い独占資本の荒れ狂う暴力のもとで保安立法改正のための努力をやめなかったのである。

また実際のところかれらは闘いをやめることができなかった。われわれは、かれらの斗争の一つの成果として、その州の無煙炭鉱山における災害統計を利用しよう。^{*} 保安立法は、もしそれがなければ一層極端な形で絶対的窮乏化法則が現象し

* ペンシルヴェニア州無煙炭鉱山災害による死亡者数についての統計、1870—1885。

年	生産高 (100万トン)	労働者数 (1,000人)	死亡者数	100万トン当り 死亡者数	1,000人当り 死亡者数
1870	14	36	211	14.9	5.9
1871	16	38	210	13.5	5.6
1872	16	45	223	14.3	5.0
1873	21	48	264	12.6	5.5
1874	20	53	231	11.6	4.3
1875	23	70	238	10.2	3.4
1876	23	71	228	9.7	3.2
1877	25	67	194	7.9	2.9
1878	21	64	187	9.0	2.9
1879	31	69	262	8.4	3.8
1880	28	73	202	7.2	2.8
1881	34	76	273	8.0	3.6
1882	35	82	295	8.4	3.6
1883	38	91	323	8.6	3.5
1884	36	101	332	9.1	3.3
1885	38	100	332	8.7	3.3

Cf. Trachtenberg, *op. cit.*, p. 228.

たであろう、という意味で尊重されねばならぬし、また災害は必ずしも保安立法で取り扱われるが如き諸原因のみから生ずるとは限らなかったが、それにしても統計は、70年法が石炭鉱業の繁栄、生産と雇用労働者の増大に伴う災害件数の絶対的増加を喰い止めえなかったこと、を物語っている。しかも災害が人命と労働能力に直接かかわる問題である以上、労働者にとっては、それが石炭採掘トン数又は雇用労働者数に対する比率の点で減少しようと、問題の意義には変りはなかったであろう。その上80年代前半にイリノイ州で69人、コロラド州で59人を殺す災害が発生したこと

は、このペンシルヴェニア州の運動にも強い刺戟を与えたにちがいない。なぜなら、かつて移民鉱夫がこの国の鉱山労働者を組織した如く、渡り鉱夫 (tramps) は不正に反対したり斗争に敗れたりした時に、新しい鉱山へ移り、そこでの組織活動に手をつけたからである。⁽⁷⁾

しかしわれわれは更に重要な事実を目を向けねばならない。勿論基本的には既述の如く団結せる鉱山労働者によって監視され支持されていたのではあったが、時とともに鉱山監督官の発言は非常に大きい力をもつようになった。70年法がアヴォンデール惨事を契機として素人によって早急に作

成されたとすれば、われわれがこれから考察する85年制定のペンシルヴェニア州無煙炭鉱山保安立法は「専門家によって起草された最初の法律であった。」専門家とは鉱山監督官を指す。かれらにはかつては単なる報告者であり、勧告者であったが、徐々にその発言権を強め、83年には監督官ゲイ(Gay)は、炭坑の深化と生産能力の倍化に伴う災害発生の危険の増大を指摘して、鉱山労働者、経営者、監督官各々6名より成る保安立法改正のための委員会の結成を唱えた。85年にその委員会が州議会に提出した法案は、「専門家」が他と同数で参加してその委員会を支配したという事実によって、議会内の反対意見を十分に抑えることができた。「この法案を特に精しく審議した上院では19箇条のうち12が何の討論もなしに委員会案通りに制定された。残りの7箇条の規定を変更しようとする企ては、その法案が経験者により起草されたという主張が常にその原案規定の支持に際して重視されたので、ほとんど失敗した。」1885年6月30日その法案は知事により認可された。⁽⁸⁾

85年法は、鉱山監督官の意見を尊重し、70年法に、それ以後の保安関係法をつけ加えたものであり、総合的かつ体系的に19箇条にまとめられていた。それは一般規則のみならず、各鉱山が採用する特別規則についても述べ、かつ法律用語に定義を与えて、法としての体裁を整えていた。⁽⁹⁾

われわれはこの新しい法のなかで興味深い条項を拾ってみよう。

後に本稿で一層重大な観点から検討されるはずであるが、監督官の増員の問題がある。鉱山労働者は当時12名を望んでいたが、本法は70年法の6名から7名への増員を認めたにすぎなかった。⁽¹⁰⁾

選炭場の位置についてはこの法は、坑口の上にそれを造りえないこと、及び坑口から2百フィート以内にそれがあってはならぬ、と規定したが、既設又は建設中のものはこの規定を免れた。原案ではかゝる除外は存しなかったし、監督官ゲイは、例の二つの坑口についての70年法の規定が坑口附近の木造建築物によって事実上無効果にされ、第二のアヴォンデル惨事の危険が存する、と予言したが、その見解は上の如く十分に生かされなかったのである。他方、原案では、可燃性選炭場の

下におかれているボイラーの爆発が災害を齎す怖れがあるというので、両者の距離を最低百フィートにすべきだとされ、経営者出身と自称する上院議員もそれに同意したが、これも既設又は建設中のボイラーをその条項から外すよう修正された。⁽¹¹⁾

地下作業で負傷せる労働者に対する適当な治療とかれの苦痛の緩和のために制定された、81年の救急車法は本法にあみこまれ、負傷者を家庭又は病院に運ぶために各炭鉱が救急車一台か担架二台を備えつけるべきである、と定められた。しかし鉱山が20人以下を雇う時、又は鉱夫住宅が主要坑口から半マイル以内にある時は救急車は必要とされず、更に二つ以上の鉱山が互いに一マイル以内に位置し、しかも相互に電信・電話で通信しうる時には、救急車は一台で足りるものとされた。⁽¹²⁾

試験に合格し登録された公認の坑内保安係(mine foreman)のみを雇うべきであるという条項は、その制定に際して、経営者が自分の部下を選ぶ権利をもつと信ずる一上院議員によって、強く反対された。実際「最小費用での最大の生産——これが坑内保安係に要求されていることであり、」経営者はかれが「ガスの発生、通気施設、坑内事故防止の方法等にかんして充分な技術的知識をもっているか否かを敢て確かめようとしなかった。」(この規定は後に87年と89年にも削除されようとした。)この条項も、坑内雇用労働者数10人未満、石炭の一日の生産高50トン未満の鉱山では適用されなかった。⁽¹³⁾

坑内で働く少年の最低年令を14才から12才へ、坑外でのそれを12才から10才へ引き下げようとした企ては失敗に終り、遂に坑内労働者の最低年令は70年法の12才から14才に高められ、かつ事務労働を除いてあらゆる年令の女性の坑内・外の労働が禁じられた。もっともこの州ではイギリスと異って石炭鉱山での婦人労働は見られなかった。尚かつて81年に監督官ゲイは、8才の少年が炭坑近辺で働いているのを発見して、従来の法で坑外労働者の最低年令が規定されていないのを非難したが、85年法はそれを12才に定めた。⁽¹⁴⁾

可燃性ガスの発生する坑内では通気用炉の使用が禁じられた。坑内に供給されるべき新鮮な空気の最低量は、その法の審議中に一人一分間100立

方フィートに一旦変更されたが、結局原案通りに200立方フィートに決定された。それは70年法での規定の量の約3倍に価する。⁽¹⁵⁾

選炭場での労働にかんして、ゲイは、少年たちが炭塵を吸って健康を害しており、かつ「立法者は、これらの少年たちが選挙権をもたぬが故に、かれらを忘れていた」という不平が聞かれる、と述べた。こうして選炭場での扇風機の備えつけが規定されただけでなく坑外での労働条件を監視する坑外保安係(outside foreman)が生み出された。⁽¹⁶⁾

その他われわれは火薬、支柱、巻揚装置、信号、刑罰についての具体的な保安規定をみることができるが、いうまでもなくその法全体に「専門家」の主張が生かされていたのである。

1881年に結成された合衆国・カナダ組織労働組

合同盟(Federation of Organized Trades and Labor Unions of the United States and Canada)は8時間労働日確立のための立法行動計画をつみ重ねてきたが、84年大会以後直接行動計画を採用することになる。この生れたばかりの組合は、墮落した騎士団の大衆を動員する力をもっていたが、決して強力ではなかった。そうしてそれは8時間運動のなかで職業別組合主義を確立してゆくとともに急速に力を蓄え、同時に政治を忌み嫌い立法行動から遠ざかってゆく。⁽¹⁷⁾ そのことは騎士団の協同組合主義と相まって決して鉱山保安立法の獲得にとって有利な条件とはなりえなかったであろう。だがそれにもかかわらず86年にかけて労働運動は発展期にあった。そうして鉱山監督官の以上の如き優れた業績は労働運動の成長を背景にしてのみ理解されうるのである。

(五)

既述の如く90年にAFLに加入した統一鉱山労働者組合は、経済情勢と独占資本の攻撃だけでなく労働運動内部の諸事情に禍いされて、複雑な道をたどることになる。何れかといえばその組合の出発は華々しかった。結成当初1万7千の組合員しかもたなかったのにその年のメーデー斗争では、最も強力な統一大工・指物師友愛会(United Brotherhood of Carpenters and Joiners)の後続部隊に指定され、その一年間に新組合員5万3千を獲得した。ところが93年から96年にかけての経済恐慌と94年における瀝青炭々田での8週間のストライキの敗北のため、組合員は再び1万に減じた。この94年には組合は組織維持のために、当時5千ドルしか持ち合せなかったAFLから1千5百ドルを寄附してもらいながら、11月に組合長マックブライド(J. McBride)はAFL会長選挙でゴムバース(S. Gompers)を取り、かれをして「1895年はAFLが1886年に組織されて以来私が会長にならなかった一年であった」と云わせている。マックブライド会長は「あらゆる労働争議の解決手段として」強制仲裁の必要を公然かつ執拗に主張し、そのためにAFL主流の所謂レッセ・フェールの強い抵抗に遭って破れ去った。97年7月4日、それは瀝青炭々田で「奴隷化された人々

の自然発生的立ち上り」と云われる全国的ストライキを呼びかけ、20万人を動員し、瀝青炭生産の70%を麻痺させ、12週間闘い続けた。9月には「アメリカ労働運動史における労働者階級に対する最も冷血的な犯罪の一つ、『ラチマー大虐殺』(Lattimer Massacre)」のためにルザーン郡で行進中の鉱山労働者19名が射殺され35名が傷つけられた。だが10月には「鉱山労働者の勝利は全労働者を鼓舞」した。その頃既にAFLは、統一鉱山労働者組合が信条、色、国籍、熟練の如何にかかわらず、産業別に組織されているのを快しとせず、その斗争に対して冷淡であったといわれている。98年にその組合は瀝青炭々田で経営者との間に団体交渉をもつことに成功し、1900年には有頂天になった組合長ミッチェル(J. Mitchell)は11万7千の組合員を背景にして、ゴムバースに向い「われわれは真面目にAFLの吸収を考えている」と豪語した。この力をもつてかれらは久しぶりに無煙炭鉱山の問題に立ち向った。その年組合は賃金スケール設定のため経営者に合同会議を要求したが応じられなかったため、9月に12万の労働者を動員して長期ストに入った。経営者は労働条件の僅かな改良を「掲示」することによって、労働者と同じテーブルに坐ることを拒んだ。更に

1902年にも経営者側との合同会議をもとうとする期待を裏切られた組合は5月に再び長期ストに入っている。だがその組合が無煙炭地区で団体交渉上の地位を確立しえたのは実に1916年のことであつた。⁽¹⁾

石炭鉱山労働者の長年の経験を通じて産業別組合主義と立法行動に対する確信を深めてきたが故に、その組合はAFL主流との間に宿命的な対抗関係をもち続けねばならなかつたのであるが、しかし同じ理由によってかれらが金属鉱山労働者の如き経済的直接行動主義に陥ることは快してありえなかつた。それだけではない。この産業別組合の指導層は世紀末には既に労働貴族化していた。その指導者はスペインに対する帝国主義戦争について、「石炭業と鉄工業が現在程健全であることは過去数年間見られなかつた。事業の拡張と石炭価格の値上げは戦争の好ましい結果であつた」と叫んだ。⁽²⁾

石炭鉱山労働者の間に産業別組合主義が根強く育てられてきたのは、いうまでもなく石炭鉱業における生産力の向上が大量の未熟練労働者の雇用を可能にし、かつ資本家階級が常にオープン・ショップ政策を採ってきたためである。かつて外国生れの熟練採炭夫はかれらの組織化に貢献したが、同時に移民がスト破りとして利用された記録も早くからその運動史に現われている。そうして19世紀も終りに近づくと、もはや移民はニグロとともに公然たるスト破りとして働くようになる。『労働問題』の著者、サムナー(Helen L. Sumner)は次の如く述べている：「石炭採掘の如き職業では、本国労働者は事実上その部門から駆逐され、かつ人種間の競争により外国人は生活水準を単なる必要な肉体的忍耐にかんする問題にまでおし下げた。しかし、この点に一たび到達するや、外国人は、人種、宗教及び政治上のあらゆる問題を無くし、この国の最も強力な労働組合の一つに団結するよう、強いられた。組織は、移民間の障壁に左右されはするが、一旦確立されると宗教的な力をもつに至る。統一鉱山労働者組合の力は、人間的忍耐の限度に達するまで互いに値を下げあう外国生れ労働者によって全く握られている、それらの職業に必ず現われねばならぬ事柄について

の一つの例証である」と。⁽³⁾

移民問題は組織上の問題にとどまらなかつた。殺到する移民は今や未熟練労働者が主であり、熟練労働者のみならず、1871年、73年、83年の報告書に見られるように鉱山監督官もこれらの低賃金労働者の未経験と無知による災害の頻発に注目するようになっていた。⁽⁴⁾したがって例の85年法においてもその一つの大きな特長として労働者の規律が重視されていたのである。もちろん移民労働者に対するかれらの感情は、合衆国労働者の間に育成されてきた排外主義と、特に石炭鉱山労働者の失業率の高さ⁽⁵⁾によって影響されたであろうが、しかし今われわれが考察している時代にかんしては明らかにペンシルヴェニア州無煙炭鉱山における災害による死亡者数は絶対的に増加したし、またその雇用労働者数に対する比率も増大した。^{*}もし個々の労働者の実働労働時間の短縮を計算に入れるならば災害の増大は、独占段階の初期において、極めて著しかったと云えるであろう。遂に89年、労働者は「ペンシルヴェニア州無煙炭地域

* ペンシルヴェニア州無煙炭鉱山災害による死亡者数についての統計、1886—1915。

年	A 生産高 (100万トン)	B 労働者数 (1,000人)	C 死亡者数	C/A	C/B
1886	39	103	279	7.2	2.7
1837	42	107	316	7.5	3.0
1888	47	122	364	7.8	3.0
1889	44	120	397	9.1	3.3
1890	45	120	378	8.4	3.2
1891	50	123	428	8.6	3.5
1892	51	130	418	8.2	3.2
1893	53	138	456	8.6	3.3
1894	51	140	446	8.8	3.2
1895	57	144	421	7.4	2.9
1896	54	150	502	9.3	3.3
1897	53	150	423	8.0	2.8
1898	53	142	411	7.8	2.9
1899	61	141	461	7.6	3.3
1900	57	144	411	7.2	2.9
1901	67	148	513	7.7	3.5
1902	41	148	300	7.3	2.0
1903	75	152	518	6.9	3.4
1904	74	161	595	8.1	3.7
1905	79	168	644	8.2	3.8
1906	72	166	557	7.7	3.4
1907	86	169	708	8.2	4.2
1908	84	175	678	8.1	3.9
1909	80	171	567	7.1	3.3
1910	84	168	601	7.2	3.6
1911	91	173	699	7.7	4.0
1912	84	175	601	7.1	3.4
1913	92	175	624	6.8	3.6
1914	91	181	600	6.6	3.3
1915	89	177	588	6.6	3.3

Cf. Trachtenberg, *op. cit.*, pp. 228—229.

* ペンシルヴェニア州無煙炭鉱山における
雇用労働者1,000人当りの災害死亡者数,
1870—1940.

産業循環	
1870—1878 ⁺	4.04
1878—1885	3.35
1885—1897	3.13
1897—1908	3.33
1908—1914	3.58
1915—1921	3.58
1922—1933	2.70
1933—1940 ⁺	2.30

⁺ 不完全産業循環.

Cf. Trachtenberg, *op. cit.*, pp. 228—230.

における鉱山労働者を試験し、無煙炭鉱山における鉱山労働者としての無資格者の雇用を防止する法令⁽⁷⁾をかちとった。この法はその後州議会と裁判所の攻撃にさらされるが、他方百ドルの罰金を伴うその規定すらも統一鉱山労働者組合によって「その実用性にかんしては茶番劇にすぎない」と罵倒された。かれらは「坑内・外での知的労働者の雇用によって生命と肉体の安全を保障するために、われわれは、現行法が3年以上5年以下の投獄及び百ドルの罰金を規定するよう修正される必要がある、と考える」と述べた。この要望は97年の改正によって実現される⁽⁸⁾。移民問題一つを採って考察してみても、統一鉱山労働者組合にあっては、産業別組合主義と立法行動方式が密接に結合していた、ことが確認される。

おそらく以上の如き諸事情を背景にしてのことであろう。91年1月6日に知事ビーヴァー(J. A. Beaver)は、瀝青炭鉱山保安立法が欠点多く強制困難であることを指摘して「同様のことが無煙炭鉱業にかんする立法についても、それほどではないが、言われてもよい」と述べ、双方の保安立法を体系化し調和させるための委員会の設置を勧告した。(37日には瀝青炭々田のマンモス炭坑で109人が爆死した。)委員会は最初、鉱山労働者組織による11名、経営者による3名、鉱山技師による2名及び監督官による2名の被推薦者から成るはずであったが、後に労働者は8名に減らされた。この委員会では両炭田に適用可能な法の制定が困難であることが判り、結局91年6月2日にその州——但しサリヴァン(Sullivan)郡を除く——の無煙炭鉱山保安立法が生みだされた。⁽⁹⁾

われわれはこゝでは85年法に類似せるその法の内容を論ずるつもりはない。むしろわれわれの関心は、特にこの法の制定前後に大きく表面化した問題、即ち鉱山監督官の定員数と、その選挙制に、絞られる。91年法はそれらのうち僅かに1名の定員増しを実現したにすぎなかったが⁽¹⁰⁾、しかし85年法が保安の専門家である監督官によって作成された点に意義があるとすれば、91年法制定の際の論争はまさに監督官そのものの質を問題にしたという点に意義をもつであろう。

91年法案審議中の州議会で、鉱山労働者を代表する一下院議員は、試験委員会の資格証明書を見た者が11月の総選挙でその区域の鉱山監督官候補者たりうる、と規定する修正案を提出した。かれは「現在無煙炭地方では監督官は事実上その地方の石炭会社によって選ばれている」と主張し、もし監督官がその地方の住民によって選挙されるならばかれらは労働者の利益を一層よく考慮せざるをえなくなるであろう、と考えた。その提案に賛成する一議員は、1869年以来監督官が炭鉱業者によって選ばれてきた事実を認めるとともに、唯一の例外をあげ、ある監督官が法を実施したために次回には、かれが欲したにもかかわらず、その職に就きえなかった、と語った。提案者によれば、無煙炭鉱山で働く12万5千の労働者全員が監督官選挙制を支持しているとのことであったが、事実労働騎士団に組織されていた鉱山労働者もそれに同意する決議を行っていた。しかしこの修正案は、監督官職が政治的になり且つ鉱業に無知な農民が選挙に参加することを怖れる反対意見のために、83票対72票で葬られ、遂に91年法にあみこまれなかったのである。⁽¹¹⁾

監督官選挙制という著想は決して新しいものではなかった。われわれはかつて70年法に対する不満の一つとして監督官に対する不信の声を聞かされたが、79年の州議会にその選挙制についての法案を提出した一議員は、「これはなされるべきであり、かつ遠からずなされるであろう」と予言していた。⁽¹²⁾

また常に主張されてきた監督官増員の要求も決して単なる員数の問題にとどまらなかった。既に76年に、監督官が約40マイルの管轄区域を見廻り、

ある区域では60から70の炭坑を視察しなければならぬので、事実上監督が不可能であり、したがってその定員を6名から10名に増すよう提案されたことがあった。その時に、法案の通過を容易にするという口実のもとに、かれらの給料を年3千ドルから2千ドルに減らすよう企てられたが、給料切下げによるかれらの質の低下を怖れた鉱山労働者はその法案の通過を妨げたのであった。⁽¹³⁾

われわれは91年法以後かゝる問題がいかに取り扱われたかを忠実にたどってみよう。

96年に統一鉱山労働者組合の一大会で「炭坑10毎に1人の鉱山監督官を選出すること、及び現在の監督官の任期が切れた時その後任者はその区域の有権者によって選出されるべきこと」が決議されている。97年には監督官の給料が2千ドルに引き下げられようとしたため、かれらに対して高度の科学的知識を求める労働者はその法案に反対した。1900年には種々の鉱山労働者組合からの代議員より成る大会は、監督官の増員と人民選挙を主張する、決議を採択した。⁽¹⁴⁾

こうした努力は1901年に実を結び、その年、91年法改正案が出され、8名から16名への監督官増員とその選挙制が要求された。当時ハリスバーグに5名の議員を送りこんでいた鉱山労働者は、無煙炭々田では瀝青炭々田に比して、地質上調査が困難であるのに、かつ又、炭坑数が125、労働者数が5万、災害数が年に1千3百も多いのに、監督官数が後者の12名に対して僅かに8名であり、しかも後者の保安立法では鉱業の成長に伴うその増員が約束されている、と論じた。かれらの主張によれば、増員による経費の増加は未亡人と孤児の扶助料の減少によって充分に償われるはずであった。資本家階級は無署名の回覧状の中で「鉱夫の利益にならぬ」その法案に反対投票するよう勧告した。しかしそれは下院を112票対2票で通過した。多くの議員は故意に票決の場に臨むのを避けたといわれる。上院でそれは、月1回以上という炭坑視察回数を2ヶ月に1回に修正されたが、6月6日に認可され、翌年から実施されることになった。⁽¹⁵⁾ こうして監督官選挙制についての20年前の予言がようやく実現されたのである。

1901年法にかんしては、そのなかで監督官の年

間視察回数が規定されているか否かについて、論議された。労働者によればそれが出来るだけ頻繁であることが望ましかつたし、経営者側は「保安のため」にもそれが規定されてはならぬと解した。監督官ローデリック(Roderick)は、鉱山局長でもあったが、その回数が各炭坑の特殊事情に応じて監督官の判断に委ねられるべきである、と主張し、更に1903年には、5ヶ月に1回の視察すら不可能である、と断じ、かれらを「単なる歩く機械」にしてはならぬ、と警告した。⁽¹⁶⁾

1905年には各炭坑についての視察回数は最低3ヶ月に1回と改められ、監督官数は20名に増員された。定員はその後11年に21名になり、15年には25名に増員されるとともに辛うじてその給料が3千5百ドルに上げられたが、13年に31名案が出されていたこと、及び69年法の給料が3千ドルであったことを想起するならば、監督官の質について大体の見当をつけることができよう。⁽¹⁷⁾

監督官選挙制は一層困難な障碍に遭遇した。監督官自身がその制度の廃止を企てた。1910年にアメリカ合衆国鉱山監督官協会(Mine Inspectors' Institute of the United States of America)の年次大会は、その制度が「鉱山監督官職を政治の渦中に投ずる」と判断し、ペンシルヴェニア州の代表も含めて、その制度に反対の決議を行った。更に13年のこの会合で、ローデリックはそれを規定する立法が「悪法の見本」であると非難した。その年に州議会に提出された改正法案は「監督官が有資格者の名簿から知事によって任命されるという昔の方法に帰ることを規定した。」⁽¹⁸⁾

鉱山労働者は1910年の大会でその制度を明確に支持していた。しかしかれらは一方では「原則として」それを支持しながら、他方では長い斗争の成果であるその制度に幻滅させられていた。実は監督官は選挙以前に選出されていたのである。鉱山労働者が指摘したように、幾つかの区域では試験委員会は一人以上の人間に決して監督官資格証明書を与えなかったのである。したがって選挙の結果は予め決定されていた。トラハテンバーグは述べている：「鉱業地域社会の有権者たちは選択の権利を与えられず、試験委員会の決定に黙従しなければならなかった。かれらは唯一人の

候補者を選挙することを拒みえなかった、なぜならそのことは保安立法の施行を監督する監督官職を空席のままにしておくことであったから」と。50年間鉦夫を勤めてきて試験委員になったことのある一下院議員は、スクルキル郡の判事によって任命されたその委員会が、鉦山監督官候補者に対して1人分以上の有資格証明書⁽¹⁹⁾を発行したことがなかった、と証言している。

監督官の質をめぐる論争ほどわれわれにとって興味深いものはないであろう。いうまでもなく鉦山労働者は、意識すると否にかゝわらず、それを論ずることによって鉦山保安立法の階級的本質にふれざるを得なかったのである。しかもこの論争を手がかりにして例の85年法を回顧する時、われわれはその制定に当って監督官が果たした改良主義的役割を明確に把握することができるであろうし、同時に又、世紀末から第一次大戦にかけてこの国に急速に成長してきたブルジョワ改良主義

の本質にふれることもできるであろう。

われわれはA・トラハテンバーグの著書を通じて石炭鉦山保安立法の成立・発展の過程について多くの具体的事実を知りえた。一切の社会政策立法がそうであるように、保安立法も亦、資本の本性についての正しい理解を通じてのみ把握することができる。本稿ではそれぞれの箇所での問題点を指摘したが故にここではその反復を避ける。ただ結論としてわれわれは、すぐれた実践力と保安立法の発展によって無煙炭鉦山労働者の得たものが、その鉦業の順調な発達に比して余りにも小さかったことを指摘したい。先にあげた災害についての統計表が、鉦山監督官によって作成されたものであるにもかかわらず、その事実を物語っているであろう。われわれは、かれらが資本家階級から獲得した一切の労働諸条件の改良の結果の一つを、その数字の羅列のなかに見ることができよう。

註

- (一) 1. Alexander Trachtenberg, *The History of Legislation for the Protection of Coal Miners in Pennsylvania, 1824-1915*, New York, 1942, p. ix.
 2. *Ibid.*, p. xi.
 3. *Ibid.*, p. xii.
 4. *Ibid.*
- (二) 1. *Ibid.*, pp. 16, 26. Philip S. Foner, *History of the Labor Movement in the United States*, vol. I, *From Colonial Times to the Founding of the American Federation of Labor*, New York, 1947, p. 277.
 2. Trachtenberg, *op. cit.*, p. 25.
 3. *Ibid.*
 4. *Ibid.*, pp. 29-31.
 5. Foner, *op. cit.*, pp. 227-228. Morton S. Baratz, *The Union and the Coal Industry*, New Haven, 1955, p. 51. Arthur E. Suffern, *Conciliation and Arbitration in the Coal Industry of America*, Boston & N. Y., 1915, p. 6.
 6. Foner, *op. cit.*, p. 354n.
 7. Trachtenberg, *op. cit.*, pp. 27-28.
 8. *Ibid.*, pp. 30-31.
 9. *Ibid.*, p. 32.
 10. Foner, *op. cit.*, pp. 380-381, 424.
 11. Trachtenberg, *op. cit.*, pp. 26-27.
 12. *Ibid.*, pp. 32-33.
 13. *Ibid.*, p. 33.
 14. *Ibid.*, pp. 33-35.

15. *Ibid.*
 16. *Ibid.*, p. 3.
- ㊦
1. *Ibid.*, p. 36.
 2. *Ibid.*, p. 37.
 3. *Ibid.*, p. 38. Foner, *op. cit.*, p. 455.
 4. Trachtenberg, *op. cit.*, pp. 38-39.
 5. *Ibid.*, p. 39.
 6. *Ibid.*, pp. 39-41.
 7. *Ibid.*, p. 37.
 8. *Ibid.*, pp. 41-46.
 9. *Ibid.*
 10. *Ibid.*
 11. *Ibid.*, pp. 46-48.
 12. *Ibid.*, pp. 54-55.
 13. *Ibid.*, pp. 51-52.
 14. *Ibid.*, pp. 3-4.
 15. *Ibid.*, pp. 11, 36-37.
 16. *Ibid.*, pp. 158-160.
 17. *Ibid.*, pp. 112-113.
- ㊧
1. *Ibid.*, p. 57.
 2. *Ibid.*, p. 71.
 3. Foner, *op. cit.*, pp. 440-441, 455-460. Suffern, *op. cit.*, pp. 8-13.
 4. 川田寿, アメリカ労働運動史, 上巻, 284-286頁.
 5. Foner, *History of the Labor Movement in the United States*, vol. II, *From the Founding of the American Federation of Labor to the Emergence of American Imperialism*, New York, 1955, p. 165.
 6. Jürgen Kuczynski, *A Short History of Labour Conditions under Industrial Capitalism*, vol. II, *The United States of America, 1789 to the Present Day*, London, 1946, p. 110.
 7. Philip Taft and John A. Sessions, *Seventy Years of Life and Labor, An Autobiography by Samuel Gompers*, New York, 1957, p. 199.
 8. Trachtenberg, *op. cit.*, pp. 105-106.
 9. *Ibid.*, pp. 107-110.
 10. *Ibid.*, pp. 110, 111.
 11. *Ibid.*, pp. 106-107, 112, 113.
 12. *Ibid.*, pp. 99, 114-115.
 13. *Ibid.*, pp. 109, 115.
 14. *Ibid.*, pp. 110, 116.
 15. *Ibid.*, p. 107.
 16. *Ibid.*, p. 119.
 17. Marion Cotter Cahill, *Shorter Hours—A Study of the Movement since the Civil War*, New York, 1932, p. 49.
- ㊨
1. Baratz, *op. cit.*, pp. 51-52. Foner, vol. II, *op. cit.*, pp. 181, 244-245, 345, 346, 409n. Taft and Sessions, *op. cit.*, pp. 206-207. Philip Taft, *Economics and Problems of Labor*, Harrisburg, 1942, pp. 449-452.
 2. Foner, *op. cit.*, p. 415. Paul F. Brissenden, *The I. W. W., A Study of American Syndicalism*, New York, 1920, pp. 39, 325.

3. Thomas S. Adams and Helen L. Sumner, *Labor Problems*, New York, 1919, p. 109.
4. Trachtenberg, *op. cit.*, pp. 134-135.
5. *Ibid.*, p. 108.
6. Cf. Adams and Sumner, *op. cit.*, pp. 163-164.
7. Trachtenberg, *op. cit.*, p. 135.
8. *Ibid.*, pp. 136-137.
9. *Ibid.*, pp. 123-125.
10. *Ibid.*, p. 126.
11. *Ibid.*, pp. 124-125.
12. *Ibid.*, p. 55.
13. *Ibid.*, pp. 50-51.
14. *Ibid.*, pp. 141-142.
15. *Ibid.*, pp. 142-143.
16. *Ibid.*, p. 145.
17. *Ibid.*, pp. 145-147.
18. *Ibid.*, p. 148.
19. *Ibid.*, p. 149.

(昭和32年9月30日受理)